

# 第 2 3 6 回

## 国有財産関東地方審議会議事録

平成 2 3 年 1 1 月 2 9 日  
湯島地方合同庁舎  
1 階 会 議 室

関 東 財 務 局

## 目 次

1. 開 会 -----	1
2. 委員紹介 -----	1
3. 会長互選 -----	2
4. 会長あいさつ -----	3
5. 会長代理の指名、境界査定部会部会長及び委員の指名 -----	3
6. 関東財務局長あいさつ -----	4
7. 諮問事項審議 -----	5

### 諮問事項

#### 第 1 諮問

千葉県山武郡九十九里町小関に所在する土地を九十九里町に対し、いわし博物館等敷地として時価売払い、並びに道路用地として無償貸付及び時価売払いすることについて ----- 5

#### 第 2 諮問

在日合衆国軍隊の用に供している神奈川県逗子市池子外に所在する土地を、逗子市が都市公園敷地として一時使用することについて ----- 13

8. 閉 会 -----	26
--------------	----

午後 2 時 0 0 分開会

## 1 開 会

○山岸管財第 1 部長 それでは、皆様、大変お待たせをいたしました。ただいまから第 2 3 6 回国有財産関東地方審議会を開会いたします。

本日は本当にご多用中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、本日、お集まりの皆様方には、第 2 8 期の委員をお願い申し上げたところでございますが、皆様、快くお引き受けいただきまして誠にありがとうございました。今回は委員改選後初めての審議会でございますので、会長が現時点では選任されておられません。このため、会長互選までの間、私、管財第 1 部長山岸が進行役を務めさせていただきます。

まず、委員の出席状況につきましてご報告させていただきます。本審議会は、国有財産法施行令第 6 条の 8 第 1 項の規定に基づきまして会議を開き、議決するためには委員の半数以上の出席が必要です。本日は、委員 1 2 名中、1 0 名の方のご出席をいただいておりますので、本日の審議会は有効に成立しております。

## 2 委員紹介

○山岸管財第 1 部長 本日の審議会は、委員会改選後初めての開会で、新任の委員の方もいらっしゃいますので、委員の皆様方をご紹介させていただきます。お手元に第 2 8 期の委員名簿を配付させていただいておりますが、順にご紹介させていただきます。

まず、岡部義裕様でございます。

○岡部委員 岡部でございます。

○山岸管財第 1 部長 続いて岡村清子様でございます。

○岡村委員 よろしくお願いたします。

○山岸管財第 1 部長 工藤 操様でございます。

- 工藤委員 工藤でございます。よろしくお願いいたします。
  - 山岸管財第1部長 佐谷和江様でございます。
  - 佐谷委員 よろしくお願ひします。
  - 山岸管財第1部長 中村秀明様でございます。
  - 中村委員 よろしくお願ひします。
  - 山岸管財第1部長 野並直文様でございます。
  - 野並委員 野並でございます。よろしくお願ひします。
  - 山岸管財第1部長 花木啓祐様でございます。
  - 花木委員 花木でございます。
  - 山岸管財第1部長 星 德行様でございます。
  - 星委員 星です。よろしくお願ひします。
  - 山岸管財第1部長 松本暢子様でございます。
  - 松本委員 松本でございます。どうぞよろしくお願ひします。
  - 山岸管財第1部長 宮ヶ原光正様でございます。
  - 宮ヶ原委員 宮ヶ原です。どうぞよろしくお願ひいたします。
  - 山岸管財第1部長 なお、利根忠博様、宮林茂幸様につきましては、本日、所用のためご欠席されております。以上12名が委員の皆様でございます。
- 続きまして、当局側の出席者を紹介いたします。
- 関東財務局長の居戸でございます。
- 居戸関東財務局長 居戸でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
  - 山岸管財第1部長 管財第2部長の小堀でございます。
  - 小堀管財第2部長 小堀でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

### 3 会長互選

- 山岸管財第1部長 それでは、会長の互選に入らせていただきます。
- 当審議会の会長につきまして、国有財産法施行令第6条の5第1項の規定によりまして、委員の皆様方の互選により選出していただくことになっております。
- どなたか、ご意見がございましたら賜りたいと思います。岡部委員、お願ひいたします。

○岡部委員 岡部でございます。私の意見を申し上げたいと思います。不動産等に関する見識が広い宮ヶ原委員に、ご苦勞でございますが、前期に引き続きまして会長をお願いしてはいかがでしょうか。よろしくお願い申し上げます。

○山岸管財第1部長 ただいま岡部委員から宮ヶ原委員に会長をお願いしたいというご発言がありましたが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○山岸管財第1部長 ご異議がないようでございますので、宮ヶ原委員に会長をお願いしたいと思います。

それでは、この後は宮ヶ原会長に議事をお進め願いたいと存じます。よろしくお願い致します。

#### 4 会長あいさつ

○宮ヶ原会長 ただいま皆様方から会長にご推挙をいただきました宮ヶ原でございます。委員の皆様方のご協力をいただきまして、当審議会の円滑な運営に務めてまいりたいと思いますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

#### 5 会長代理の指名、境界査定部会 部会長及び委員の指名

○宮ヶ原会長 それでは、まず初めに、会長代理の指名を行いたいと思います。

会長代理は、国有財産法施行令第6条の5第3項の規定により、会長があらかじめ指名することとなっておりますので、私のほうから指名させていただきます。星委員に会長代理をお願いしたいと思います。星委員、よろしくお願い致します。

次に、当審議会には、国有財産法施行令第6条の6の規定により、国有地に隣接する土地所有者が境界についての協議に応じない場合に、国有地とその隣接地の境界を定めるための調査審議を行うものとして、境界査定部会が置かれております。境界査定部会の委員及び会長は、同施行令第6条の6第3項及び第4項の規定によりまして会長が指名することとなっておりますので、私から指名させていただきます。

部会委員には、星委員、松本委員、宮林委員に、また部会長には、お三方の中から

星委員にお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、宮林委員は今回、欠席されておりますので、後ほど事務局からご本人にお伝えいたします。

## 6 関東財務局長あいさつ

○宮ヶ原会長 それでは、審議に入りたいと思いますが、その前に、関東財務局長からあいさつがございます。居戸局長、よろしくお願いいたします。

○居戸関東財務局長 関東財務局長の居戸でございます。本日は、ご多用のところ審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、このたびの委員改選におきましては、大変お忙しい中を快くお引き受けをいただきまして誠にありがとうございます。今後、委員の皆様方には、国有財産行政につきまして、ご指導、ご鞭撻をよろしくお願いいたします。

本審議会は、国有財産法第9条の3の規定に基づきまして、財務局長の諮問に応じて国有財産の管理及び処分について調査・審議をいただきまして、ご意見を述べていただくために設置されたものでございます。本日は、2件の諮問事項についてご審議をいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

最近の国有財産行政について若干お話をさせていただきますと、既にご案内のとおり、昨年6月に公表されました「新成長戦略における国有財産の有効活用について」によりまして、定期借地権を利用した未利用国有地の貸し付けや国家公務員宿舎の空きスペースの貸し付けといった国有財産の管理処分方式の多様化が示されました。これを踏まえまして、地方公共団体への情報提供、あるいはヒアリングを積極的に実施することによりまして、地域や社会のニーズを的確に把握し、保育所等の社会福祉施設として未利用国有地、宿舎の空きスペースの有効活用を推進しているところでございます。

また、庁舎・宿舎について、昨年12月に公表されたPRE戦略に基づきまして総合的な最適化を図っていくこととしておりまして、当局におきましても他省庁特別会計の国有財産に対する監査を含めて、鋭意、監査機能を強化しているところでございます。

また、昨今、話題になっております国家公務員宿舎につきましては、朝霞の宿舎建

設凍結の総理ご指示に基づきまして、現在、宿舍全般について財務本省におきまして第三者を交えて検討会が行われているところでございます。

なお、国家公務員宿舍につきましては、東日本大震災への対応として、地方公共団体を介して空室の無償貸付を行っておりまして、現時点で800戸超について被災者の方々にご利用をいただいているところでございます。

私ども関東財務局は、財務省、金融庁の税金をいただく仕事以外の仕事をしておりまして、委員の皆様方にご指導いただいている国有財産に対する仕事のほか、金融行政であるとか、あるいは財政資金の貸し付けであるとか、あるいは経済調査等の仕事を通じまして地域に貢献できるよう努力をしているところでございます。引き続き、地域に貢献し、地域に密着した行政を進めてまいりたいと思っておりますので、委員の皆様方におかれましても、ぜひ、引き続きご指導、ご鞭撻のほどをよろしくお願いしたいと思います。

それでは、本日のご審議のほど、よろしくお願いを申し上げます。

## 7 諮問事項審議

○宮ヶ原会長 それでは、諮問事項の審議に入りたいと思います。

### 第1 諮問

千葉県山武郡九十九里町小関に所在する土地を九十九里町に対し、いわし博物館等敷地として時価売払い、並びに道路用地として無償貸付及び時価売払いすることについて

○宮ヶ原会長 第1 諮問は、千葉県山武郡九十九里町小関に所在する土地を九十九里町に対し、いわし博物館等敷地として時価売払い並びに道路用地として無償貸付及び時価売払いをするものでございます。

それでは、事務局から第1 諮問の説明をいたします。

○小堀管財第2 部長 本日、事務局といたしまして説明をさせていただきます管財第2 部長の小堀でございます。よろしくお願い申し上げます。

それでは、第1 諮問についてご説明いたします。

本件は、千葉県山武郡九十九里町小関に所在する土地を九十九里町に対し、いわし博物館等敷地として時価売払い、並びに道路用地として無償貸付及び時価売払いをしようとするものであります。

対象財産は、平成22年4月1日に農林水産省から引き受けました漁港施設用地の跡地でございます。位置図をご覧ください。九十九里町は千葉県の東部に位置し、九十九里浜のほぼ中央に位置しております。九十九里町は古くから漁業を中心に栄えた町で、北は山武市、西は東金市、南は大網白里町に接しております。東は太平洋でございます。

それでは、続きまして案内図をご覧ください。ご審議いただきます財産を赤枠で示してございます。本地は、JR東金線東金駅の東方約8.7キロメートルに所在いたします。九十九里浜の沿岸沿いに位置し、付近には片貝漁港、本地の周辺には住宅や水産加工施設が散在しております。県道東金片貝線沿いに九十九里町役場、その裏側に旧いわし博物館が所在しております。都市計画上は準工業地域に指定されており、建ぺい率60%、容積率200%となっております。

続いて、本地と漁港、あるいは海岸との位置関係を航空写真でお示ししております。赤枠中央にお示ししておりますのが本財産でございます。図面の上のほう、小さいところ、これが片貝漁港のうちの第一泊地というところですよ。下が第二泊地、もっぴらこちらが漁船の出入りするところでございます。九十九里沿岸、あるいは沖合のいわし漁の本拠地として機能している漁港でございます。

次に、現況図をご覧ください。スクリーンにおいて黒枠で囲まれております財産が農林水産省から引き受けたもので、2つの画地に分かれております。ほぼ南北に650メートル、東西に最短で50メートル、最長で100メートルの土地でございます。このうち九十九里町が取得したいとしております財産は赤色で表示しておりますが、1万1,364平方メートルでございます。

なお、青色で示している部分は網干し場、あるいは資材置き場として貸し付けをしているものでございます。黄色の表示になっておりますものは未利用地として私どもが管理している財産でございます。白地部分は既に処分済みの財産ということでございます。また、2つの画地の間に所在する緑色の斜線で表示いたしました部分につきましては、現在も農林水産省が管理しております。将来的には片貝漁港の管理道路、漁港施設道路の一部としての整備が予定されているところでございます。

それでは、利用計画についてご説明いたします。施設の概要につきましては後ほどご説明いたしますが、本地の北側にいわしをテーマにしたいわし博物館、地上1階建て、延べ床面積881平方メートルを配置いたします。その南側に、地域交流センター、地上1階建て、延べ床面積1,242平方メートル。そして残りの部分には施設利用者の駐車場の整備したいとしております。また、こうした施設整備に合わせまして、本地の西側に幅員6メートルの町道を設置したいとしております。

なお、利用計画図において点線で示されております漁港施設道路整備につきましては千葉県が実施するものですが、いわし博物館と、町道整備に合わせて事業を進める方向で現在、町と県、両者において協議を進めているものと聞いております。

次に、今ほど申し上げました施設の概要と必要性についてご説明申し上げます。古く江戸時代よりいわし漁を中心に漁業の町として発展してまいりました九十九里でございますが、いわし漁の歴史・文化を後世に伝える施設として、昭和57年、町役場の隣にいわし博物館を開設いたしました。博物館は町のシンボルとして最大、年間5万人もの来館者を集めておりましたが、平成16年7月に発生いたしましたガス爆発事故により施設は損壊、現在は所要の安全対策を施したうえで閉鎖され、休館となっております。

旧博物館は世界で唯一のいわし専門の展示施設として、いわし漁に関する古文書、いわし漁で使用した道具や漁船など、約4万6,000点の資料を所蔵、展示し、いわしの生態から漁法、九十九里地方の習俗などを紹介するなど、町の歴史文化を継承する中心的な施設としての役割を果たしてきたところでございます。

右下の写真ですが、これは、当初はなかったものですが、平成15年に約3,000匹のいわしの群れが泳いでいるところが見えるようにしたものでございます。九十九里町としては、事故で破損した資料等の修復作業が終わる平成28年度までに、片貝漁港に近い本地にいわし博物館を再建したいとしております。

また、博物館の南側に地域振興拠点としての役割を持たせた地域交流センターを整備したいとしており、具体的には、いわしの加工品など、町の特産品の紹介・販売コーナー、町の自然や史跡、文化遺産などを紹介する情報発信コーナー、いわし料理など、郷土料理を調理・試食できる体験スペース、イベント等にも対応できる多目的スペース、こういったものを備えた体験交流型の地域交流センターを併設したいとしております。

このように、長く町のシンボルとして親しまれてきたいわし博物館の再建は、地域交流センターとあわせ、地元商工会、漁協、農業組合、観光協会などからも、町の情報発信拠点、観光産業拠点として大きな期待が寄せられているところでございます。

続きまして、道路整備の必要性について説明させていただきます。博物館等敷地の西側に整備されます町道につきましては、本施設整備のための道路として必要であるほか、現状で無道路地となっております本地以外の国有地、あるいは民有地にも接道する形で地域の利便性を配慮した計画となっております。付近住民の生活道路としても、早期整備の必要性が認められるところでございます。

なお、点線で示させていただきました部分ですけれども、繰り返しになりますが、これは漁港の管理道路として整備される予定のものでございます。

続きまして、事業等のスケジュールについてご説明いたします。平成24年度に博物館等敷地及び道路用地の取得と無償貸付を受け、施設の実施設計や道路整備を進めていく予定となっております。道路につきましては、平成26年度に供用を開始し、いわし博物館及び地域交流センターにつきましては、実施設計後、平成24年度から順次建設を進めていき、地域交流センターが平成26年度に、いわし博物館は平成28年度にオープンする予定となっております。

以上のことを踏まえまして九十九里町の要望内容について審査を行いましたところ、本地を取得のうえ、新たな施設を整備することの必要性は十分に認められますことから、本審議会にお諮りすることとしたものでございます。

最後に、本件の処分条件等についてご説明いたします。博物館等敷地につきましては、すべて時価売払いし、道路用地につきましては、財務省通達に基づき、面積の3分の2を無償貸付し、残り3分の1を時価売払いするものでございます。

なお、無償貸付いたします道路用地につきましては、今後、平成26年度に供用開始がなされれば、道路法の規定によりまして町へ譲与される運びでございます。

契約方式につきましては、会計法の規定に基づき、適格性が認められております随意契約によることとなります。また、用途指定につきましては、地方公共団体に対する時価売払いであること、道路法第90条第2項の規定により無償貸付することから、法令及び財務省通達に基づき用途指定は付さないこととなっております。

本件につきましては、本審議会からご答申をいただきましたら、これらの規定を適用し、九十九里町に対し随意契約により博物館等敷地として時価売払い並びに道路用

地として無償貸付及び時価売払いを行いたいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○宮ヶ原会長 第1 諮問につきまして、ご意見、ご質問がございましたら、どうぞお願いします。

○花木委員 2点、お伺いしたいと思います。1点は、天然ガスによる爆発の可能性についてです。先ほどのご説明で、従前のいわし博物館が、おそらく、地中に自然に存在する天然ガスが原因となって爆発が生じたと理解しております。そうやって地中にそういう天然ガスがあるとすれば、少し距離が離れているこの場所においても、また爆発が起きる可能性があるのではないか、あるいは、調査をされているのかということが1点です。

それから、もう1点は、県が整備予定のこの漁港施設道路との関係です。この漁港施設道路の整備を前提としながらも、その道路がなくてもアクセスできるように今回、道路を整備するというお話だというふうに理解しているのですけれども、この県の漁港施設道路が早くできるような見通しであれば、今回建設する道路用地も不要になるのではないかと。だけれども、なかなか県のほうが進まないという見込みがあるのなら、これは必ず必要であろうということになると思うのですが、そのあたりは、県のことなのでこちらで把握できない部分もあるかと思いますが、二重に道路を作る結果にならないかと、その辺りをお伺いしたいと思います。

○小堀管財第2 部長 お答え申し上げます。まず1点目、天然ガスの爆発の危険性は本地についてないのかというご質問でございました。千葉県、この地域におきましては、天然ガスが埋蔵されているということは調査によってわかっております。本地につきまして申し上げますと、これまで本地においてガス漏れがあったということはないということでございます。それから、もしもの場合についてですけれども、本地にこれから建物を建設するわけでございますけれども、その際には、天然ガスというのは、たまってしまうと危険なものですから、それを大気中に逃がすような、そういった工法をとって万全を期すと町当局から聞いております。

それから、2点目、漁港施設道路の関係でございますが、これは、先ほど申し上げましたけれども、今後、町と県とで一緒に、あるいは、関連して整備していくということですが、今、町道を作ることによりまして、この地区におきまして、私も、貸し付けしている土地とか、未利用地の使い勝手が非常によくなるということ

町当局としては考えているわけでございます。こちらにこういった施設ができ、道路もしっかりしてきますと、今、未利用地等を私どもが管理しておりますが、その場所について使い道が出てくるかもしれない、あるいは、民間の利用も、希望が出てくるかもしれないと、こういうことも町としては、期待しているわけでございます。

○花木委員 はい、ありがとうございます。よくわかりました。

○佐谷委員 この区域が先般の震災で浸水されたということで、それに対する対応を今、千葉県でも考えられているということを伺っているところです、その中で、防潮堤を作ったり、あるいは、かさ上げをするかどうかというのが今、検討中ということだったのですけれども、先ほどのスケジュールを見ますと、いわし博物館の着工も、来年度、再来年度ぐらいにはということで考えられているということなのですが、例えば、かさ上げをすると、すぐにはできなくなると思うのですが、その辺のスケジュールというか、いろいろな基盤整備と今回の着工の関係などについて十分、調整をしながら今後進めていかれるというようなことを県、それから町によく話をさせていただくといいのかなと思いました。

○小堀管財第2部長 ありがとうございます。ただいまのご意見は、こちらから町当局には確実にお伝えしたいと思っております。

○宮ヶ原会長 ちょっとお聞きしたいのですが、南側のところ、隣接するグラウンドとか漁港の近くのほう、この対象地以外の隣接のところなのですが、片貝海岸からこっちに来ますと、非常に大きな空き地があるんです、グラウンドのほうですね。それで、それは何か町や、あるいは、先程、道路の整備計画があるということだったので、そういう計画というものはないのでしょうか。

○小堀管財第2部長 今、現況そこは、海浜地といいますか、砂浜になっておりまして、特に、ここを開発するという話は聞いてはおりません。

また、こちらにつきましては漁港施設の用地なものですから、私どもが直接聞いてはいないのですが、漁港の用途として多分、使われることになろうかと思えます。

○宮ヶ原会長 先ほどの道路整備は漁港の関係というだけの話ですか。

○小堀管財第2部長 ええ、道路の整備は行いますけれども、その中にどういった施設ができるかというところまでは聞き及んではないわけでございます。

○松本委員 現況図を見ますと、用途廃止財産の中に黄色と白とブルーと塗り分けられているのですが、主に貸し付けられているのは、どういう施設に貸し付けられてい

ののかなということが1つ。それから、未利用地が今、どういう状況になっているのか教えていただきたいと思います。

○小堀管財第2部長 貸付地がどういったものに使用されているかという点でございますが、これは網干し場といいまして、例えば、漁業に用いた網を干しておく場所とか、あるいは、資材置き場です。それから、未利用地ですけれども、更地として管理しており、なかには入札に付したものもございます。

○松本委員 ありがとうございます。先ほど会長がおっしゃったこととも関係があるのですが、この未利用地とか、今回処分するいわし博物館やセンターの周りの土地というのがどうなるかということによって、せっかく処分して建てられたとして、その利用が、お客様がたくさん来てくださると町にとってはいいと思うのですが、周りの状況というのが、このままであると、九十九里町がせっかくいいものを建ててもということになりかねないので、全体の計画があるのかなというのがちょっと気になっていることと、今後どうするか、特に、港湾用地の部分についてはあまり何もないようなので、少し、今後を考えてやっていかれたらいいのではないかと思います。それがないと、せっかくいい施設をつくっても心配な気がいたしますので、その辺はよろしくお伝えいただければと思います。

○小堀管財第2部長 町当局といたしましては、ここにこういった施設を作りますと人が集まってくる。観光客として入ってきた人たちは、高速道路を利用してここまで来るのですが、そこから県道におりていただいて、県道沿いをずっと走ってくる間、料理を楽しんだり、夏ですと海水浴を楽しんだりしていただいて、あるいは、民宿に泊まっていたら、そのままこちらの県道沿いを「グルメ街道」と称しましてそういったもので開発したいと考えているわけでございます。そのために一番先に、町の中心部のところの漁港の側にこういったものを作ることを考えているわけでございます。これは町当局の全体的な考え方でございます。

それから、漁港用地についてこれから整備されていくことになると思いますが、何とも申し上げられないところで、ご理解いただければと思っております。

○岡村委員 千葉の友人から聞いた話ですが、今年は臨海学校とか全部キャンセルされてしまって、民宿もガラガラだというふうに言っているんです。ですから、やっぱり、震災対策として、津波に対して、かなりその点を力点として、こことここが従来の建物と違います、というようなことがありましたら示していただかないと、千葉の

人たちはお客さんが来なくて本当に困っているんですよね。ですから、せっかくこういうものを作っても何か風評被害が続いていくのを何とか食い止めるような、今までとはここが違う、あそこが違うみたいな、そういうものを並べられるような最善の努力をしていただきたいと思います。

○小堀管財第2部長 岡村委員からいただきましたご意見も町当局には伝えたいと思っております。

○岡部委員 質問ですが、道路の処理区分で、無償貸付と時価売払い、3分の2が時価売払いですか。無償貸付が3分の1で、これは道路ですから、特にこの地域がどうか、選ぶことができるわけですか。あるいは、このエリアは無償貸付だとか、そういう問題なのでしょうか。

それから、補足資料の中に「優遇措置が適用できる」と書いてあります。先ほど、供用開始のときに無償で譲渡するというようなご説明があったような気がするのですが、優遇措置というのはそのことを言うのでしょうか。

○小堀管財第2部長 まず、無償貸付、これは、例えば、3分の2、3分の1というふうな区分がございますけれども、これにつきましては全国一律でございまして、ここだからということではございません。

それから、優遇措置ですが、確かに、道路であれば無償で貸し付けすることができるのですが、今、私どもはご案内のとおり、財政事情がちょっと厳しいところでございまして、道路設置者側に対しても応分の負担をいただきたいということがございまして、こういった措置が、是正という形、それでこういうふうの一部の有償負担をいただいているというところがございます。

○野並委員 このいわし博物館とか交流センターとかを中心とする、この町の計画をぜひ応援したいなというような気持ちなんです、5万人、あるいはそれ以上のお客さんが来たときに、多分その周りにも商業施設がたくさんできて、町がそれによって発展をしていくという仕組みになればいいかなと思っているので、もし、この対象財産以外にも国有地があれば、そこをうまく町の発展につなげるような、うまくそういう利用の仕方をぜひ考えていただきたいと思いますので、よろしく願います。

○小堀管財第2部長 おっしゃるとおりでございまして、せっかくこういう施設を作るのであるからうまく活用してほしいと、今、野並委員からいただいた意見でございしますが、これも町当局にはしっかり伝えてまいりたいと思っております。

○工藤委員 現況図でお尋ねしたいのですが、黄色い部分の未利用のところですが、現在は「更地等」というご返事でしたが、この赤い対象財産との区別というのが何か、フェンスか、塀か、植え込みみたいなことで分けられるのでしょうか。それとも、そのままなのでしょうか。

○小堀管財第2部長 お答え申し上げます。道路として整備するときには当然、区分けはされますけれども、今はそれが無い状態ですので、柵で囲ってあるだけになっております。

○工藤委員 この交流センター、博物館、これは、例えば対象になる人は、外からといますか、遠くから来る観光客なのか、あるいは地元の子どもたち、成人の方たちが主なのか、両方なのだろうと思うのですが、その辺りはこの町としてどういうお考えなのでしょうか。

○小堀管財第2部長 地域交流センターでございますので、先ほど委員からお話があったとおり、地域全体としての交流の場としたいというのが1つございます。それから、繰り返しになりますけれども、いわしというのが、やはり九十九里町の売りといひましようか、セールスポイントでございますので、そういった意味では、外から入り込む客も想定しているというところだと思います。

○宮ヶ原会長 よろしいでしょうか。ご意見が出尽くしたようですので、諮問どおり決定したいと存じますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○宮ヶ原会長 それでは諮問どおり決定します。

## 第2 諮問

在日合衆国軍隊の用に供している神奈川県逗子市池子外に所在する  
土地を逗子市が都市公園敷地として一時使用することについて

○宮ヶ原会長 次に、第2 諮問の審議に移りたいと思います。

第2 諮問は、在日合衆国軍隊の用に供している神奈川県逗子市池子外に所在する土地を逗子市が都市公園敷地として一時使用するものでございます。

それでは、事務局から第2 諮問の説明をいたします。

○小堀管財第2部長 引き続き第2 諮問についてのご説明でございます。

本件は、神奈川県逗子市池子地区に所在し、池子住宅地区及び海軍補助施設として在日合衆国軍隊の用に供している土地約288ヘクタールのうち約40ヘクタール部分を逗子市が都市公園として一時使用するものでございます。

位置図でございます。ご審議いただきます財産が所在しております逗子市ですけれども、神奈川県南東部、品川から約50キロメートル、横浜からは約25キロメートルに位置する、東京及び横浜のベッドタウンでございます。隣接の鎌倉市、葉山町とともに、海水浴場のある観光都市とも言われているところでございます。

続きまして、案内図をご覧いただきたいと思っております。黒枠でお示しした部分、これが池子住宅地区及び海軍補助施設でございます。これは京浜急行の逗子線、神武寺という駅の北西側、500メートルくらいのところに隣接しております。一部が横浜市金沢区の一部でございますが、横浜市域に及ぶ約288ヘクタールのかなり広い土地でございます。この中の赤枠で示した部分をご審議いただきます財産でございます。周辺には小学校、医療センター、一般住宅等が所在しております。

財産の沿革につきましては、概略説明申し上げますと、昭和20年9月から連合国軍に弾薬庫として接收、提供され、その後、昭和60年11月までに弾薬庫から住宅地区及び海軍補助施設に、その使用用途が変更されまして、現在まで主に在日合衆国軍隊に所属する軍人とその家族の住宅地として使用されているものでございます。

続きまして、航空写真でございますが、本件一時使用に関する経緯を説明申し上げます。逗子市におきましては、以前より池子住宅地区及び海軍補助施設が所在する地区は地元で言うところの「池子の森」とあり、これは神奈川県のみならず、首都圏における貴重な緑地であるという認識のもと、できるだけ早期に米軍施設の返還等を実現したいという要望を持っておりまして、これまで返還等の交渉が続けられてきたわけでございます。

一方で、在日米軍は横浜市内に所在する米軍住宅の老朽化などへの対策として、日本国政府に対して建て替えを求めていたところでございました。そのうち、平成16年10月の日米合同委員会におきまして、当池子住宅地区のうち横浜市域の部分、先ほど申しましたが、金沢区の一部の米軍家族住宅700戸の建設、及び横浜市内に所在する米軍に提供中の根岸住宅ほか6施設、この米軍施設の返還について合意がなされました。

この合意内容について、当初、逗子市は、横浜市域での米軍住宅建設とはいっても、

過去の逗子市域の米軍住宅建設の経緯からいって新たな負担となるものであることから、容認できないという考えでございました。その後も政府間の協議が続けられておりましたが、昨年、平成22年9月の日米合同委員会において、横浜市域の住宅建設戸数を700戸から385戸に削減すること。それから、逗子市域243ヘクタールのうち一部土地40ヘクタールの返還を検討するとともに、返還までの間は逗子市が一時使用するということが基本的な合意に至ったわけでございます。

続きまして、一時使用について簡単にご説明させていただきます。これまで米軍が米軍施設として自ら主体的に使用していた土地及び施設につきまして、一時使用が認められますと、本件の場合ですと、逗子市が都市公園として主体的に使用することができるようになるということでございます。逗子市といたしましては、返還までの間、自らの管理のもとで広く逗子市民の利用が可能となり、評価できるとしているものでございます。

次に提供施設の概況図をご覧ください。対象財産は、東西約1キロメートル、南北約1.1キロメートル、一部に平坦地を含む、もっぱら丘陵地となっております。繰り返しのご説明になるかとは思いますが、池子住宅、あるいは海軍補助施設、この黒枠で囲った部分、全域288ヘクタールでございます。右から横浜市の部分、これが45ヘクタール、そのほかが逗子市でございますけれども、そのうちの一時使用の対象財産が40ヘクタール、下の赤い部分に分かれるわけでございます。また既に、一部の返還ではございますけれども、昭和47年に第一運動公園、それから昭和52年に久木中・小学校の共同運動場部分がそれぞれ返還され、現在、逗子市が使用しているわけでございます。

次に、その40ヘクタールの現況図・利用計画図でございます。対象財産につきましては、有事の際には米軍が使用することにもなるため、既存施設以外の新たな恒久的な構築物は作れないといった制限がございます。そのほか、米国の軍人及び家族も引き続きこれらの施設を使うこととなっております。逗子市では、現在、平坦部分に設置されている400メートルトラック、それから野球場、サッカー場、テニスコート及びキャンプ場、こういったものの現況を活かした利用を考えております。さらに、空き地部分といいますか、平坦地となっている部分ですけれども、こちらには子どもの遊び広場等を配置して、濃い緑色の部分、こちらは丘陵部分になっておりますけれども、整備済みの緑道がございます。これを活かしまして市民が憩える池子の森の自

然に親しみ、触れながら野外活動が行える場として利用したいとしております。

なお、逗子市は、逗子市都市公園条例に基づき、一時使用予定地全体を都市公園として管理していく考えでございます。

続きまして、一時使用の必要性等についてご説明いたします。逗子市は、対象財産を都市公園とすることで、緑豊かな池子の森を保存しつつ、これを市民に広く開放するとともに、スポーツ施設を活用した市民の健康増進など、自然に親しむ中で、緑多く、健康的な市民生活をより一層向上させたいとしております。また、逗子市域は平坦地も少なく、本地のように広い用地が必要となるスポーツ施設の整備が可能となる土地はとても貴重なものであり、こうした観点からも一時使用の必要性が認められるところでございます。

次に、一時使用の許可にかかる手順及び公園開設までのスケジュールについてご説明いたします。一時使用の許可につきましては、南関東防衛局が行うこととなりますが、本年10月、逗子市から防衛局に対し一時使用の申請がなされました。防衛局から本地を所管する関東財務局に協議がなされているわけでございます。本協議に対し、私どもから本審議会にお諮りいたしまして、その答申により南関東防衛局に回答をいたします。その後、防衛局は日米合同委員会にて一時使用の承認を得た後に、平成24年ないし25年度にかけて引き続き提供される部分と一時使用部分を区切るフェンスの設置、あるいは米軍の既存施設の移設等に必要となる工事を実施することとなっております。こうした一時使用に伴う所要の整備がなされた後に南関東防衛局から逗子市に対し一時使用の許可が行われるわけでございます。

公園開設までのスケジュールでございます。逗子市においては、平成24年ないし25年度にかけて敷地調査及び公園設計を行い、26年度に整備工事に着工、26年度後半の供用開始を予定しております。

最後に、本件の関係法令等についてご説明申し上げます。関係法令につきましては、いわゆる「日米安全保障条約第6条に基づく国有の財産に関する法律」、この法律は日米安全保障条約に基づき締結された日米地位協定を実施するため、国有財産の管理処分の方法を整備したものでございます。関係法令といたしましては、同法第4条第1項の規定及び関連する財務省通達ということになります。

一時使用の許可期間は1年以内となっておりますが、公園として利用する間は使用の許可は更新されるということになっております。本件一時使用につきましては、本審

議会でご答申をいただければ、南関東防衛局に対しまして、逗子市からの一時使用の申請について同意する旨、回答いたしたいと考えております。

以上でご説明を終わらせていただきます。

○宮ヶ原会長 第2諮問につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、どうぞお願いいたします。

○中村委員 言葉の問題なのかもしれませんが、「共同利用」と言ったり、「一時使用」と言ったり、先ほどは「主体的利用」という言葉も出てきたのですけれども、どういう言葉で表現するかは別にして、逗子市がこの場所を、自由にと言ったらちょっと語弊があるのかもしれないけれども、自分たちの裁量のもとできちんと管理というか、運営、利用ができる、そういう担保される仕組みというのは何か検討されているのですか。

○小堀管財第2部長 今、中村委員からご質問がございました一時使用と共同使用の仕組みはどうなるのかということでございますけれども、これまでの使用は、もっぱら米軍の使用でございました。とはいえ、逗子市でございますけれども、体育協会によって限定的な使用はなされていたわけでございます。例えば、土日等、現地司令官の裁量で、地元と友好関係を図るということでしょうか、こういうことがなされていたわけでございます。今後一連の手續が済みまして、日米合同委員会の承認を得て、防衛省によって一時使用が許可なされると、都市公園として逗子市による主体的な利用、市民全体の利用が図れる。これは都市公園として条例に盛り込みまして公園とするわけでございます。そうしますと、逗子市による使用が、「主体的な使用」と書いておりますけれども、開始されるわけでございます。ただし、有事につきましては、もちろん、米軍が、例えば、400メートルトラックがございましたが、ああいったところを資材置き場として使用したいということになれば、そこは米軍の使用に供されるということでございます。

○中村委員 そうしますと、具体的に何か、先ほどは米軍の関係者の利用も引き続き行うということをおっしゃっていましたが、それは優先という表現、言い方とか、運用ではないと思うのですが。

○小堀管財第2部長 それは、米軍の方々が使うと、例えば、こういったグラウンドとか、キャンプ場とか、遊歩道等がございますが、そういったところにつきましては一緒に使うことはできるということでございます。

○中村委員 使用の窓口というのは市に一本化されて、そこで米軍の方も逗子市民も同じように受け付けをして、例えば、グラウンドを使いたいという場合の許可を得ると、そういう形になるということですか。

○小堀管財第2部長 そこはこれから、逗子市と防衛局、あるいは米軍当局と三者協議会を作る予定になっております。そこで、どういう運営をしていくかということは今後決められることになっております。そこは、それほど排他的というふうなことにはならない、どちらが優先、どちらが劣るということにはならないのではないかと思います。いずれにいたしましても、三者協議会の場で決められていくと聞いております。

○星委員 2点ほどお聞きします。従来、相模原でも同じような件があったような記憶がありますが、この日米合同委員会において返還までの間に一時使用は既に合意されていますよね。これを改めてここで審議に付するというのは、都市公園敷地に供用するかどうか、そこに重点があるのでしょうか。

それから、逗子はよく分かりませんが、公園敷地としてのこの1人当たりの面積、必要とされる、あるいは、希望する基準面積ですか、これで相当増えるように思うのですけれども、その辺りの状況はどうなっているのか、2点についてご説明をいただけますか。

○小堀管財第2部長 はい。ご説明申し上げます。日米合同委員会で一時使用は確かに、こういった条件のもと、先ほど申しましたように、フェンスを立てたりとか、あるいは、今、一時使用が予定されている地域内における米軍の移設しなければいけない施設を、例えば、入り口のところのセキュリティポイントとか、それを移設すると、そういった諸条件が整いましたらば一時使用を認めるということになっております。

都市公園だからなのかということもございしますが、そういったことももちろんございますけれども、現時点で提供財産の意味合いが変わっているわけではございません。依然として一時使用中も提供財産ということに変わりはありません。したがって、返還されれば都市公園としていくことになるかと思いますが、現時点においては提供財産というふうな位置付けに変わりはないので、私どもから防衛省に対して、提供している財産の内容が少し変わります、使い方が変わるので協議が来て、それに対してお答えするというところでございます。

それから、もう1つ、公園面積でございします。逗子市は、現時点で1人当たり8.

46平方メートルです。これが都市公園となりますと、約15平方メートルということで、かなり広がるということになっております。ちなみに、逗子市は現時点で神奈川県の中の市町村では6番目ということでございます。

○花木委員 先ほどの公園面積のご質問とも関係するのかもしれないのですが、私の最大の関心は、この池子の森の生態系がどういうふうになるかというところです。先ほどの航空写真を見ると、今回の対象敷地の中の右下の部分、例えば野球場等、いわゆる都市公園の機能的な部分で、そこを市民が使うということは、これは一向に問題は生じないと思うんですが、問題は、この左側の、現在、キャンプなどに米軍の人たちが使っている部分、ここをどういうふうに、この貴重な部分を守っていくかということなんです。

例えば、従来から日本の国内で通常の都市公園の中でも入場者の数を制限しているというようなことは、例えば、目黒の自然教育園は行っています。そういった形で入場者の使用を、ある程度、制限することによって生態系を守っていくというような計画があるのか、あるいはそのあたりも今後、逗子市が協議されていくのか。いずれにせよ、日本に返還されて生態系が壊れてしまったというような情けないことにはならないように、ぜひそのあたりは配慮いただきたいし、あるいは、現在そのようなことも考えておられるのなら、ちょっとご紹介いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○小堀管財第2部長 お答え申し上げます。全くもって、委員ご指摘のとおりでございます。例えば、1つの例ですけれども、この地域にはオオタカの生息も確認されております。そういった意味でも、生態系として非常に重要、あるいは貴重だということは逗子市も、それは同様に考えております。ただし、使用人数を制限するとか、そういった具体的な話は今のところ私どもは承っておりません。これから逗子市、あるいは県と相談するのか、よく分かりませんが、ご指摘のとおり、これから考えていくものだと考えております。

○花木委員 そういう意味では、先ほどの1人当たり何平方メートルという数値は大きくなるのだけれども、それぞれの人が自由に使える緑ではない。しかし、貴重な緑をそれぞれの市民が背景に持っている、そんなような形になりましようかね、見えない財産というような形かもしれません。

○小堀管財第2部長 おっしゃるとおりで、自然をできるだけ壊さないといいましようか、そのままにした形で使いたいというのが逗子市当局の基本的な考えではござい

ます。

○野並委員 米軍関係の施設という、時として、政治問題とか住民運動の対象になるわけですが、たまたま本日の朝日新聞に出ていた記事なんですが、横浜市における住宅建設、これが条令違反になるのではないかというような記事でした。というのは、ここは円海山風致地区ということになっていて、それなりの建築についてはかなり制限がきついという中であって、横浜市の現在の黄色い部分、ここを何か、計画によると、山を崩して谷を埋めてできるだけ高低差を少なくして、そこに20メートル近い建物を建てるというような計画だということなんですが、これが場合によっては条例違反になるという記事でした。もし、そういうことになると、先ほどの説明ですと、黄色い部分に385戸、建設するから逗子の部分が主体的に公園として利用できるという、いわゆる交換条件みたいなものだったのですが、その前提が崩れるということになると、ちょっとまずいのかなという気がするんですが、その辺、心配ないのですか。

○小堀管財第2部長 お答え申し上げます。確かに、そういった新聞報道があったということは承知しております。米軍住宅、こちらの横浜市の黄色い部分に385戸を建てるわけでございますけれども、本件、一時使用ということなのですが、これにつきましては、この385戸が建つか、建たないかということは条件になっておりません。ただ、返還の際にはこれが条件にはなりませんけれども、本件の一時使用の際にはこれが条件にはなっていないということでございます。

それから、ここに米軍住宅を建てるのは、どこが建てるかと申しますと、これは防衛省南関東防衛局が建てるわけでございます。そちらと、今度は横浜市当局との調整、協議と申しましょうか、そういうことがこれからなされていくわけだと思います。横浜市といたしましても、先ほど申しましたけれども、横浜市内にございます米軍施設、市街地にあるようなものがこちらのほうに移ってくるわけですから、横浜市としてもメリットがないわけではないということもございますので、そこは両者間の協議ということになるかとは思っております。

○野並委員 横浜市民としては、結構街のど真ん中にある現在の住宅をこちらに移してくれるとありがたいなというような気がするので、ぜひ、この計画は、この計画どおり遂行してもらいたいというふうに思っているわけです。

そうすると、仮に、黄色い部分で、何か住民運動とか何かがあつて、それが前に進

まなくても、それとは別に逗子市の使用、これは別の問題として進めることができるということですよ。

○小堀管財第2部長 はい、本件についての一時使用に関して申し上げますと条件とはなっておりません。条件になっているのは、先ほど申しましたように、杭を打ったり、フェンスを張ったりとか、米軍施設を移したりというのは条件ですけれども、一時使用については、こちらのほうに米軍住宅が建つかどうかということには関係はございません。ただ、全体、この土地が返還されるかどうかのときには、多分、問題になるかとは思いますが、いずれにしても、今の新聞報道の段階で、正確な事実関係について私どもは承知しておりませんので確実なことは申し上げられないということではございますけれども、ただ、考え方としてはそういうことではないかと思っております。

○工藤委員 返還までの一時使用ということで、例えば、周辺にも小中学校、子どもたち大勢いますが、池子の森にも入りたいと思ったり、少年野球場でスポーツしたりしますと、例えば、けがをしたとか、あるいは、損害、いろいろなけがをしたという場合、そういった保険のようなものは、ここで、ちょっと法律的に分からないのですが、どういうふうな扱いになるものなのでしょうか。

○小堀管財第2部長 ご質問のお答えとして申し上げますとすれば、公園の管理者にどういった落ち度があったのか、あるいは、けがをなされた方と公園の設備との因果関係とか、そういったことが問題になるかとは思いますが、損害保険みたいなものですが、そのために保険をかけるかどうかということなのですが、それは逗子市で検討なさることだとは思いますが。管理者としては善良な管理をするということだとは思いますが、都市公園として、条例公園として位置付けるわけですから、そのために必要かつ適切な管理をするということだと思っております。

○宮ヶ原会長 一時使用で、逗子市が対象なのですが、この公園施設という形になると、工作物は作るのか、作れるのかどうかということと、それから、今の道路のところに都市計画道路が入っているんです。これは、一時使用の間に都市計画道路用地としてそれができるのかどうか、そのままの状態で借りるのか、一応何らか手を加えて逗子市が利用できるようになるのか、そこら辺はどうなのでしょう。

○小堀管財第2部長 はい、この40ヘクタールの部分でございます。ここに工作物が果たして建つかどうかということなのですが、一時使用の間におきまして

は、いまだ提供財産という位置付けでございますので、永久的な構築物というのは作れません。ただし、こちらのキャンプ場等に、例えば、上下水道とか、そういった最小限のインフラ整備、こういったものは逗子市が行うというふうに聞いております。

○宮ヶ原会長 今の道路、ゲートから入って、久木中学校のところに抜ける道路があるんですよ。それで、それができると非常に利便性は高いのだけれども、作れないということになれば、返還後の話になるかなということになるのですが。

○小堀管財第2部長 今のところ、都市計画道路としてそういったものが作られるということは聞いてはいないのですが、あくまで現況を利用して公園として使用すると逗子市からは聞いております。

○宮ヶ原会長 この周りは道路が非常に不便なんですね。今の現況を見ますと、ゲートがあっても入れません。医療センターがあると思うのですが、あそこもゲートから入っていくのですか。

○小堀管財第2部長 そうです、大変遠回りしています。医療センターに通っている道は、地下に米軍の施設、下水道施設だと聞いておりますが、そういったものがあるので、米軍としても一時使用といいたいでしょうか、使うのは構わないけれども、返還はなかなかできない状況だと聞いております。

○宮ヶ原会長 一時使用ではできないということですね。

○小堀管財第2部長 おっしゃるとおりで、返還がなされますと、これは普通財産として私どもが管理いたしますので、一般論として申し上げれば、利用方策としては公共用、公的利用というものをまず最初に考えます。公共用の利用要望・取得要望がなければ一般競争入札による処分をしていくわけでございますから、そこは、返還された後に、そういった都市計画道路として逗子市が使いたいというのであれば、それはこちらから処分していくということにはなろうかと思っております。

○岡村委員 住宅と公園の間のフェンスというのは、高いものか、どういうものなのですか。もう絶対誰も乗り越えられないものですか。

○小堀管財第2部長 今、聞いていますところは、さほど大きなものではなくて、まさに人が通れないぐらいのフェンスだというふうには聞いております。もっぱら、地域で申しますと、右側の線がフェンスを張るようなところで、そこら辺が山になっておりますから、山の尾根伝いにほぼ近い形でフェンスを設置していくというふうに聞いております。

○岡村委員 少年野球場とか、全部こういうものは有料かと思うんですけども、キャンプ場の入場等は自由なのでしょうか。

○小堀管財第2部長 もちろん、立ち入ることは、公園の施設なのでそのための料金というのは必要ないと思いますけれども、キャンプとして、炊事をしたりとか、そういったことにつきましては、これもまた逗子市の考え方によるところだとは思いますが、ですから、運営については、これから逗子市のほうで、もう少し時間がございまして、考えていくということだと思います。

○岡村委員 夜は閉鎖するのでしょうか。

○小堀管財第2部長 閉鎖するということになっておりますが、夜間のキャンプに関する運営については、逗子市で考えると聞いております。

○岡部委員 今のこととちょっと関連もあるのですが、防衛局と関東財務局さんと米軍との関係からみて、本日、諮問されているこの都市公園敷地としての利用計画は、大体ここに絵が書いてある内容で、これで行くのだろうと思うんですが、当審議会で承認して、回答して、防衛局が日米合同委員会に承認提案したとき、運営上の問題とか、新しい恒久施設はできないということなのですが、多少の微調整とか、そういうのが生まれてくる可能性もあるのではないかと思います、そこら辺はもう、防衛局と合同委員会との間に委任するという感じになるのですか。

○小堀管財第2部長 今、いただいております一時使用の条件という中から、それに付加してどういったものが必要かというのは逗子市と、防衛省、あるいは在日米軍との関係ですので、協議の結果しか分からないということでございます。

○中村委員 この説明の中では特に記載されていないのですが、この一時使用に関して逗子市の財政負担というのは特になんかということではないのですか。

○小堀管財第2部長 無償でございます。先ほどのインフラ整備等の負担はありますが。

○佐谷委員 今回のことには関係ないかもしれないのですが、この一時使用から返還までの間の運営のスケジュールみたいなこと、時間的なことが1つ。それから、先ほど、返還された場合に逗子市が、例えば、買わなければ民間に一般入札されるというような話がちょっとあったかと思うのですが、これだけ自然度が高いところで、かつ、かなり面積も広いので逗子市が買えるかどうかよく分からないところがあって、もし民間売却みたいなことになったら大変だなとちょっと今思ったのですが、その辺

はどういう状況かということをもう1回、ご説明いただければと思います。

○小堀管財第2部長 先ほど、一時使用はこれから2年くらいたてば使用の条件整備が整って、一時使用として公園の供用開始がされるだろうと予定を申し上げました。

ただ、返還となりますと、横浜市域に新たに米軍用の宿舎を作るわけですので、これが完成しないと返還はされないということは、今のところの基本合意でございます。したがって、これがいつできるかということが問題になってくるかと思っております。それについては、今のところ何とも申し上げられないというふうな状況でございます。

そのときに、委員がご懸念のとおり、返還財産として戻ってきた場合に、普通財産であるからして、これを民間に売却するという、そういうことはあるのかということだろうと思うのですが、それは、簡単に申し上げますと、公園用地ですので、普通財産については3分の1が時価で3分の2が無償ということに現行通達はなっております。これについては、逗子市もそれは了解といいますか、認識はしているということでございます。

実際問題として、返還となった場合には、やはり、逗子市に私どものほうから「公的な利用をしませんか」ということを、意向を打診するといいたいまいしょうか、意向を踏まえるということはすることとなっております。先のことになるかもしれませんが、これにつきましては、返還となった際には、また本審議会でご審議いただくようなことになろうかと思っております。そのときには詳細なご説明ができると思っておりますが、ただ、いずれにしても、累々、ご説明申し上げておりますとおり、返還までの目処がなかなか立っていないということでございます。

○佐谷委員 ありがとうございます。

○松本委員 直接これとは関係ないのかもしれないのですが、一時使用というのは、先ほど説明で、使用の期間が1年以内とあったと思うのですが、その後、更新をしていけばという話でしたが、そういう契約というか、決まりとか何かがあるのか、ちょっと教えていただけますか。

○小堀管財第2部長 これは、私ども財務省の通達で定められております。一時使用というのは、まさに一時使用ですので、1年以内ということになっております。

○松本委員 そうしますと、今回の場合、借りるまでに2年ぐらいあって、その後、1年ずつ更新していくというときの手続きとか何かそういうことがあるのですか。

○小堀管財第2部長 南関東防衛局が逗子市と契約を更新していくということになり

ます。

○宮ヶ原会長 よろしいでしょうか。それでは、ご意見も出尽くしたようですので、諮問どおり決定したいと存じますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○宮ヶ原会長 それでは諮問どおり決定します。

なお、諮問事項につきまして決定した事項は、後ほど関東財務局長に対しまして答申書をお渡しすることとします。

○宮ヶ原会長 以上をもちまして、本日予定された議題はすべて終了しました。関東財務局長から発言がございましたら、どうぞ。

○居戸関東財務局長 本日はご多用のところ、本当に熱心にご審議をいただきまして、また、貴重な数々のご意見を賜りまして誠にありがとうございます。本日お諮りいたしました2件の諮問事項につきましては、頂戴いたしましたご審議の結論によりまして早速、処理を進めてまいりたいと存じますし、厳密な意味での諮問事項に限らず、その土地の周りの使用方法についてのご意見をたくさんいただきました。あるいは、諮問事項にかかる今後の土地の利用についてのご意見もたくさんいただきました。そういう点については、当方でも配慮させていただきたいと思いますし、関係当局に伝えてまいりたいと考えているところでございます。本日は誠にありがとうございます。

○宮ヶ原会長 ありがとうございます。

次回の審議会の日取り等につきまして、事務局からお願いします。

○山岸管財第1部長 本当にご審議ありがとうございました。まず、次回の前に、本日、本審議会でご審議いただいた事項につきましては、答申をいただいて、その旨を受けて関東財務局として処理方針を決定した旨を関係機関へ周知するとともに、それから、当局ホームページ等で公表したいと思っております。お許しいただければと存じます。

それから、次回の審議会の開催につきましては、付議予定事案の進捗状況等を見ながら、現時点では来年の2月頃に、またご審議いただく案件が出てくるのではないかと、今のところ、内々に考えております。具体的な日取りにつきましては後日また連絡させていただきますので、よろしく願いいたします。本日は大変ありがとうございます。

## 4 閉 会

○宮ヶ原会長 お聞き及びのとおりでございますので、ご承知おき願いたいと存じます。

それでは、これもちまして散会とします。

午後 3 時 2 7 分閉会